

中企第 979号
令和7年12月2日

株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役 山田 昇 殿

茨城県知事 大井川 和彦



大規模小売店舗の届出に関する意見書

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により令和7年4月15日に届出のあった大規模小売店舗については、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定に基づき通知します。

なお、同条第5項の規定により、同法第6条第4項の規定は適用されませんので、申し添えます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
（仮称）ドン・キホーテ石岡店
所在地
石岡市東石岡一丁目3398番1 外
- 2 届出年月日
令和7年4月15日